

土地改良事業施行認可公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、桐生土地改良区の桐生地区土地改良事業（維持管理）の施行は、令和 8 年 3 月 12 日に認可した。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となる。）提起することができる。

令和 8 年 3 月 26 日

大津市長 佐藤 健司

